回覧

秋季火災予防運動

11月9日~15日

火災はちょっとした不注意によるものから自然災害によるものまで原因は様々です。 これからの季節は、暖房器具等の火気の使用も増えることから、今一度、次の点に注意して 火災から生命、財産を守りましょう。

【住宅防火 いのちを守る 10のポイント】

4 つの習慣

- 1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。







住宅用火災警報器「10年経ったら取り換える!」 夜間など就寝中の火災を 早期に発見し、避難できるよう、住宅用火災警報器の維持管理が大切です。



ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意!!

▼市内の過去5年間における焼却行為から延焼した火災件数

年(1 月から 12 月)	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	
平成30年	1			4	※ その他の火災とは、 枯れ草や屋外の物品等が
平成 31 年•令和元年		1		3	燃えたもの。
令和 2 年	2	5	1	3	
令和3年	2	4		4	※ 左の件数は、年間の 火災件数の一部です。
令和4年	1	5	1	4	7,911 WV) Lp C 9 .

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています!

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

1 その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を 継続し、やむを得ずその場を離れる場合は 一旦消火する。

2 消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して、すぐに消火ができる準備をする。

3 天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。

※ 火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、 <u>損害賠償請求</u>される場合も・・・考えられます。

その他にも火災の原因として、放火、調理器具、電気器具・配線などがありますので、 家の周囲に燃えやすい物を置かない、火気器具を正しく使うなど、日ごろから火災の予防 に心がけましょう。

君津市消防本部 予防課 53-1904